



2015 年 11 月 12 日変更

【SBI カード個人会員規約 (MasterCard カード会員用) 変更内容一覧】

該当箇所	変更内容	変更前	変更後
第13条	削除	(手数料率及び利息率等の計算方法等)	(手数料及び利息等の計算方法等)
第13条第1項 手数料及び利息等 の計算方法等	削除	手数料率及び利息率(遅延損害金を含む。以下、本条において同じ。)等の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、年 365 日(ただし、閏年は 366 日)の日割計算によるものとし、これにより算定された計算結果において端数が生じる場合は小数点以下を切捨てるものとします。	手数料及び利息(遅延損害金を含む。以下、本条において同じ。)等の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、年 365 日(ただし、閏年は 366 日)の日割計算によるものとし、これにより算定された計算結果において端数が生じる場合は小数点以下を切捨てるものとします。
第15条第2項 お支払等に使用する 預金口座の登録 等	削除	本会員は、毎月の指定支払日における自動口座振替お引落に使用する口座(以下「優先口座」といい、優先口座以外のご登録口座を「通常口座」という。)として、前項のご登録口座から1つを選んで指定するものとします。	本会員は、毎月の支払日における自動口座振替お引落に使用する口座(以下「優先口座」といい、優先口座以外のご登録口座を「通常口座」という。)として、前項のご登録口座から1つを選んで指定するものとします。

第16条第1項 毎月のお支払方法	変更	1. 本会員は、毎月の支払を行う日として、当社所定の日のうち本会員が希望する日をあらかじめ指定するものとします（以下、その指定した日を「 <u>ご指定支払日</u> 」という。）。	1. 本会員は、毎月の支払を行う日として、当社所定の日のうち本会員が希望する日をあらかじめ指定するものとします（以下、その指定した日を「 <u>支払日</u> 」という。）。
第16条第2項 毎月のお支払方法	変更	毎月のお引落は、 <u>ご指定支払日</u> に前条第2項の優先口座から行います。ただし、当月のご指定支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日にお引落を行うものとします（本項により定まるお引落が行われる日を以下「 <u>お引落日</u> 」という。）。	毎月のお引落は、 <u>支払日</u> に前条第2項の優先口座から行います。ただし、当月の支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日にお引落を行うものとします（以下、 <u>本項により定まるお引落が行われる日を「お引落日」といい、本項によるお引落及びお引落日におけるお引落以外の方法によるお支払いの請求を「請求手続」という。</u> ）。
第16条第5項 毎月のお支払方法	変更	優先口座の残高不足等によりお引落日に当月請求額の自動口座振替によるお引落ができない場合、当社は、本会員の指図なしで当月請求額の全部又は一部につき、お引落日当日又はそれ以降に再度自動口座振替によるお引落をすることができるものとします。 <u>なお、この場合には、当社は、本会員によりミニマムペイメント払いが指定されたものとして取り扱うものとし、ミニマムペイメントでお引落を行うものとします。会員は、お引落後に未払債務がある場合には、当該未払債務に係るショッピング手数料及び利息を負担するものとします。</u>	<u>請求手続きの結果、優先口座の残高不足等によりお引落日に当月請求額の自動口座振替によるお引落ができない場合、当社は、本会員の指図なしで当月請求額の全部又は一部につき、お引落日当日又はそれ以降に再度自動口座振替によるお引落をすることができるものとします。この場合には、当社は、本会員によりミニマムペイメント払いが指定されたものとして取り扱うものとし、ミニマムペイメントでお引落を行うものとします。会員は、お引落後に未払債務がある場合には、当該未払債務に係るショッピング手数料及び利息を負担するものとします。なお、本項に基づくミニマムペイメント払いに係る最低支払額を算出する基準となるカードショッピング利用残高又はマネーサービス融資金残高の合計額の算定に当たっては、残高不足等に係る請求手続を行わなかったものとして扱います。</u>
第17条	変更	1.当社は、本会員に対し、カードショッピングに関する毎月のご	1.本会員は、以下の各号に掲げる事項について承諾をします。

<p>ご利用明細</p>	<p>利用明細として、締切日以降お引落日までの間に、当該締切日を基準としたすべてのカードに関する未払債務額、ミニマムペイメント、当月請求額及びお引落日等を通知します。この通知は、本会員の届出住所又は勤務先住所に対し、普通郵便その他当社所定の方法によりご利用明細書を送付（電磁的な方法での送信も含む。以下同じ。）することにより行います。なお、当月請求額がない場合又は年会費のみの場合、ご利用明細書の送付による通知を省略することがあります。</p> <p>2.会員は、当社所定の方法により、オンラインで前項のご利用明細の閲覧を行うことができます。ただし、ファミリーアカウント会員は、その使用が認められたカードの使用分についてのみ閲覧できるものとします。</p> <p>3.当社は、本会員に対し、マネーサービスのご利用及びご返済の都度、貸金業法に基づく法定の書面を交付します。</p> <p>4.当社は、本会員から承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、本会員の同サービス利用の都度、お取引金額及びお取引年月日の記載された簡易な書面の交付を行うとともに、毎月ご利用状況に関する法定の事項がまとめて記載された書面の交付を行うことができます。また、当社は、本会員から承諾を得て、電磁的方法によりこれらの書面の交付を行うことができます。</p> <p>5.前4項の規定にもかかわらず、本会員は、ご利用明細の送付を希望しない旨を当社に申し出ることができ、かかる申し出があったときは、当社は、相当と認める場合に限り、本会員に対してご</p>	<p>(1)当社が割賦販売法に基づいて本会員に交付することを要する書面の交付に代えて、インターネット上の当社所定の web サイトにおいて html document の形式により同書面に記載する事項に係る情報の提供をすることができること。</p> <p>(2)当社が貸金業法に基づき、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引状況を記載した書面を交付するときは、当社が同法に基づき本会員に対して交付することを要する書面の交付に代えて、マネーサービス利用の都度、お取引金額及びお取引年月日を記載した書面を交付することができること。</p> <p>(3)貸金業法に基づき本会員に対して交付することを要する書面（前号の書面を含みます）の交付に代えて、インターネット上の当社所定の web サイトにおいて html document の形式により同書面に記載する事項に係る情報の提供をすることができること。</p> <p>2.前項第1号及び第3号の規定にかかわらず、本会員が当社所定の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出をした場合には、本会員の届出住所又は勤務先住所に対し、普通郵便その他当社所定の方法によりご利用明細書を送付することにより前項に定める情報の提供を行います。この場合、本会員は、当社に対し、ご利用明細書の送付に係る手数料（この手数料は、マネーサービスのご利用明細書の交付の対価としてではなく、カードショッピング利用のご利用明細書の交付の対価として申し受けるものです。）を支払うものとします。なお、当月請求額がない場合又は年会費のみの場合、ご利用明細書の送付による通知を省略することがあります。</p>
--------------	---	---

		<p><u>利用明細を送付しないものとします。</u></p> <p><u>6.本会員は、第1項のご利用明細の内容に異議がある場合は、第1項のご利用明細の通知を受けた後お引落日の前日までに当社に対して申し出るものとします。ただし、前項によりご利用明細が送付されない場合は、当社が第2項の閲覧ができる状態にした後お引落日の前日までに当社に対して申し出るものとします。</u></p>	<p><u>3.第1項第1号及び第3号の規定にかかわらず、ファミリーアカウント会員は、その使用が認められたカードの使用分についてのみインターネット上の当社所定の web サイトにおいて閲覧できるものとします。</u></p> <p><u>4.第2項の規定にもかかわらず、本会員は、ご利用明細の送付を希望しない旨を当社に申し出ることができ、かかる申し出があったときは、当社は、相当と認める場合に限り、本会員に対してご利用明細を送付しないものとします。</u></p> <p><u>5.本会員は、当社が提供又は送付したご利用明細の内容に異議がある場合は、ご利用明細の提供又は送付を受けた後お引落日の前日までに当社に対して申し出るものとします。ただし、前項によりご利用明細が送付されない場合は、当社が提供又は送付した後お引落日の前日までに当社に対して申し出るものとします。</u></p>
第36条第2項 ご返済方式及びお引落方法	追加	<p>カードショッピング利用代金残高及びそのショッピング手数料については、当該お引落日に対応する締切日におけるカードショッピング利用代金残高（ファミリーアカウント会員カード及びその他本会員に発行されたすべてのカードを使用した利用分を含む。以下同じ。）の合計額を基準として、別表1に定める最低支払額（以下「ショッピング最低支払額」という。）相当額の部分について、毎月のお引落日に期限が到来するものとします。</p>	<p>カードショッピング利用代金残高及びそのショッピング手数料については、当該お引落日に対応する締切日におけるカードショッピング利用代金残高（ファミリーアカウント会員カード及びその他本会員に発行されたすべてのカードを使用した利用分を含む。以下同じ。）のうち<u>当社が請求手続をとっていないもの</u>の合計額を基準として、別表1に定める最低支払額（以下「ショッピング最低支払額」という。）相当額の部分について、毎月のお引落日に期限が到来するものとします。</p>
第41条第5項	変更	<p>第17条第3項又は第4項の規定により交付する書面に記載され</p>	<p>第17条第1項第2号又は第3号の規定により交付する書面に記載さ</p>

		<p>る返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、当該書面に記載する貸付の後に行われる貸付その他の事由により変更になることがあります。</p>	<p>れる返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、当該書面に記載する貸付の後に行われる貸付その他の事由により変更になることがあります。</p>
第42条第2項	追加	<p>マネーサービスの融資金及びその利息については、当該お引落日に対応する締切日におけるマネーサービス融資金残高（ファミリーアカウント会員カード及びその他本会員に発行されたすべてのカードを使用した利用分を含む。以下同じ。）の合計額を基準として、別表2に定める最低支払額（以下「マネーサービス最低支払額」という。）相当額の部分について、毎月のお引落日に期限が到来するものとします。</p>	<p>マネーサービスの融資金及びその利息については、当該お引落日に対応する締切日におけるマネーサービス融資金残高（ファミリーアカウント会員カード及びその他本会員に発行されたすべてのカードを使用した利用分を含む。以下同じ。）のうち当社が請求手続をとっていないものの合計額を基準として、別表2に定める最低支払額（以下「マネーサービス最低支払額」という。）相当額の部分について、毎月のお引落日に期限が到来するものとします。</p>
第44条別表1 ATM機等利用時の手数料	変更	<p><別表1>カードショッピングの最低支払額表（表に変更なし）</p> <p>※お取引口座の残高不足等によりショッピング最低支払額が引き落とせない場合は、その旨ご案内いたしますが、所定の遅延損害金が発生しますのでご注意ください。</p> <p>※カードショッピング手数料は、実質年率で <u>7.0～15.0%</u> となります。カードショッピング手数料は、会員毎及びカード毎に異なり、カード送付時の台紙や毎月のご利用明細に表示して通知いたします。</p>	<p><別表1>カードショッピングの最低支払額表（表に変更なし）</p> <p>※上記表に記載されたカードショッピング利用代金残高は、<u>カードショッピング利用残高のうち当社が請求手続をとっていない金額の合計額をいいます。</u></p> <p>※お取引口座の残高不足等によりショッピング最低支払額が引き落とせない場合は、その旨ご案内いたしますが、所定の遅延損害金が発生しますのでご注意ください。</p> <p>※カードショッピング手数料は、実質年率で <u>1.98～12.8%</u> となります。カードショッピング手数料は、会員毎及びカード毎に異なり、カード</p>

			送付時の台紙や毎月のご利用明細に表示して通知いたします。
第44条 カードショッピングの ミニマムペイ メント払いによる お支払例	変更	<p>引落方法がミニマムペイメント払い、<u>ご指定支払日</u>が毎月 27 日、締切日がお引落日の 14 日前、手数料率の実質年率 <u>15.0%</u>のカードを使用し、5 月 30 日に 100,000 円のカードショッピング利用を行い、以降のカードショッピング利用がない場合（ただし、<u>ご指定支払日</u>は金融機関休業日ではないものとする。）</p> <p>◆初回お引落日（6 月 27 日）のお支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締切日（6 月 13 日）時点のカードショッピング利用代金残高の合計額 100,000 円 ・6 月のショッピング最低支払額 5,000 円（別表 1 から） ・お引落日時点でのショッピング手数料 0 円 ・6 月の当月請求額（弁済金） 5,000 円 <p>内、ショッピング手数料への充当額 0 円 カードショッピング利用代金残高への充当 5,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お引落後のカードショッピング利用代金残高 100,000 円－5,000 円＝95,000 円 <p>◆第 2 回お引落日（7 月 27 日）のお支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締切日（7 月 13 日）時点のカードショッピング利用代金残高の合計額 95,000 円 ・7 月のショッピング最低支払額 3,000 円（別表 1 から） 	<p>引落方法がミニマムペイメント払い、<u>支払日</u>が毎月 27 日、締切日がお引落日の 14 日前、手数料率の実質年率 <u>12.0%</u>のカードを使用し、5 月 30 日に 100,000 円のカードショッピング利用を行い、以降のカードショッピング利用がない場合（ただし、<u>支払日</u>は金融機関休業日ではないものとする。）</p> <p>◆初回お引落日（6 月 27 日）のお支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締切日（6 月 13 日）時点のカードショッピング利用代金残高の合計額 100,000 円 ・6 月のショッピング最低支払額 5,000 円（別表 1 から） ・お引落日時点でのショッピング手数料 0 円 ・6 月の当月請求額（弁済金額） 5,000 円 <p>内、ショッピング手数料への充当額 0 円 カードショッピング利用代金残高への充当 5,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お引落後のカードショッピング利用代金残高 100,000 円－5,000 円＝95,000 円 <p>◆第 2 回お引落日（7 月 27 日）のお支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締切日（7 月 13 日）時点のカードショッピング利用代金残高の合計額 95,000 円 ・7 月のショッピング最低支払額 3,000 円（別表 1 から）

		<ul style="list-style-type: none"> ・お引落日時点でのショッピング手数料 <u>1,171</u>円 (95,000円 ×<u>15.0%</u>+365日×30日) ・7月の当月請求額(弁済金) 3,000円 <p>内、ショッピング手数料への充当額 <u>1,171</u>円</p> <p>カードショッピング利用代金残高への充当 <u>1,829</u>円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お引落後のカードショッピング利用代金残高 <u>93,171</u>円 (95,000円 - <u>1,829</u>円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・お引落日時点でのショッピング手数料 <u>936</u>円 (95,000円 ×<u>12.0%</u> +365日×30日) ・7月の当月請求額(弁済金額) 3,000円 <p>内、ショッピング手数料への充当額 <u>936</u>円</p> <p>カードショッピング利用代金残高への充当 <u>2,064</u>円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お引落後のカードショッピング利用代金残高 <u>92,936</u>円 (95,000円 - <u>2,064</u>円)
第44条別表2 マネーサービスの 最低支払額表	追加 変更	<p><別表2>マネーサービス最低支払額表(表に変更なし)</p> <p>※お取引口座の残高不足等により、マネーサービス最低支払額が引き落とせない場合は、その旨ご案内いたしますが、所定の遅延損害金が発生しますのでご注意ください。</p> <p>※マネーサービスの利率は、実質年率 7.0~20.0%となります。マネーサービスの利率は、会員毎及びカード毎に異なり、カード送付時の台紙や毎月のご利用明細に表示して通知いたします。</p> <p>※マネーサービス融資金残高が 100万円以上のマネーサービス最低支払額の例：100万円の場合 49,000円、150万円の場合 69,000円となります。</p>	<p><別表2>マネーサービス最低支払額表(表に変更なし)</p> <p><u>※上記表に記載されたマネーサービス融資金残高は、マネーサービス融資金残高のうち当社が請求手続をとっていない金額の合計額をいいます。</u></p> <p>※お取引口座の残高不足等により、マネーサービス最低支払額が引き落とせない場合は、その旨ご案内いたしますが、所定の遅延損害金が発生しますのでご注意ください。</p> <p>※マネーサービスの利率は、実質年率 7.0~20.0%となります。マネーサービスの利率は、会員毎及びカード毎に異なり、カード送付時の台紙や毎月のご利用明細に表示して通知いたします。</p> <p>※マネーサービス融資金残高が 100万円以上のマネーサービス最低支払額の例：100万円の場合 49,000円、150万円の場合 69,000円となります。</p>

<p>第44条 マネーサービスの お支払例</p>	<p>変更</p>	<p>引落方法がミニマムペイメント払い、<u>ご指定支払日</u>が毎月 27 日、 締切日がお引落日の 14 日前、利率の実質年率 18.0%のカードを 使用し、マネーサービス融資金残高のない状態で、5 月 14 日に 50,000 円マネーサービスを利用し、以降のマネーサービス利用 がない場合</p> <p>◆初回お引落日（6 月 27 日）のお支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締切日（6 月 13 日）時点のマネーサービス融資金残高の合計額 50,000 円 ・6 月のマネーサービス最低支払額 9,000 円（別表 2 から） ・お引落日時点での利息 1,084 円（50,000 円×18.0%÷365 日 ×44 日） ・6 月の当月請求額（返済金額） 9,000 円 <p>内、利息への充当額 1,084 円</p> <p>マネーサービス融資金残高への充当 7,916 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お引落後のマネーサービス融資金残高 42,084 円（50,000 円－ 7,916 円） <p>◆第 2 回お引落日（7 月 27 日）のお支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締切日（7 月 13 日）時点のマネーサービス融資金残高の合計額 42,084 円 ・7 月のマネーサービス最低支払額 9,000 円（別表 2 から） ・お引落日時点での利息 622 円（42,084 円×18.0%÷365 日× 30 日） ・7 月の当月請求額（返済金額） 9,000 円 <p>内、利息への充当額 622 円</p>	<p>引落方法がミニマムペイメント払い、<u>支払日</u>が毎月 27 日、締切日が お引落日の 14 日前、利率の実質年率 18.0%のカードを使用し、マネ ーサービス融資金残高のない状態で、5 月 14 日に 50,000 円マネーサ ーサービスを利用し、以降のマネーサービス利用がない場合</p> <p>◆初回お引落日（6 月 27 日）のお支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締切日（6 月 13 日）時点のマネーサービス融資金残高の合計額 50,000 円 ・6 月のマネーサービス最低支払額 9,000 円（別表 2 から） ・お引落日時点での利息 1,084 円（50,000 円×18.0%÷365 日×44 日） ・6 月の当月請求額（返済金額） 9,000 円 <p>内、利息への充当額 1,084 円</p> <p>マネーサービス融資金残高への充当 7,916 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お引落後のマネーサービス融資金残高 42,084 円（50,000 円－7,916 円） <p>◆第 2 回お引落日（7 月 27 日）のお支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締切日（7 月 13 日）時点のマネーサービス融資金残高の合計額 42,084 円 ・7 月のマネーサービス最低支払額 9,000 円（別表 2 から） ・お引落日時点での利息 622 円（42,084 円×18.0%÷365 日×30 日） ・7 月の当月請求額（返済金額） 9,000 円 <p>内、利息への充当額 622 円</p> <p>マネーサービス融資金残高への充当 8,378 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お引落後のマネーサービス融資金残高 33,706 円（42,084 円－8,378
-----------------------------------	-----------	---	--

		マネーサービス融資金残高への充当 8,378 円 ・お引落後のマネーサービス融資金残高 33,706 円 (42,084 円－8,378 円) ◆最終支払月 (11 月) までの元利総支払額は、52,971 円になります。	円) ◆最終支払月 (11 月) までの元利総支払額は、52,971 円になります。
--	--	---	---



2015 年 11 月 12 日変更

【個人情報の取扱いに関する同意条項変更内容一覧】

該当箇所	変更内容	変更前	変更後
第4条第1項 個人情報の提供	変更	会員等は、当社が、クレジットカードサービスの提供、会員への特典の付与、付加サービスの提供及びこれらに関連する業務の遂行を目的としてカード番号、氏名、住所、生年月日等の情報を、当該会員等が発行を受けたカードに係る取りまとめ会社（MasterCard International 社、Visa 社その他ブランドホルダー）、SBI ホールディングス株式会社、その他当社の提携会社（最新情報については、当社 Web サイト http://corporate.sbicard.co.jp/policy/individual_info.html 「個人情報の取扱い」で公表しております）に提供することに同意します。	会員等は、当社が、クレジットカードサービスの提供、会員への特典の付与、付加サービスの提供及びこれらに関連する業務の遂行を目的としてカード番号、氏名、住所、生年月日等の情報を、当該会員等が発行を受けたカードに係る取りまとめ会社（MasterCard International 社、Visa 社その他ブランドホルダー）、 <u>住信 SBI ネット銀行株式会社</u> 、その他当社の提携会社（最新情報については、当社 Web サイト http://www.sbicard.jp/corporate/policy/individual_info.html 「個人情報の取扱い」で公表しております）に提供することに同意します。
第5条① 個人情報の共同利用について	変更	①共同利用者として共同利用する者 SBI ホールディングス株式会社並びに連結対象会社及び持分法適用会社（以下「当社グループ各社」という。）	①共同利用者として共同利用する者 <u>住信 SBI ネット銀行株式会社</u> 並びに連結対象会社及び持分法適用会社（以下「当社グループ各社」という。）
第5条④ 個人情報の共同利	変更	④個人データの管理について責任を有する者の名称 SBIホールディングス株式会社	④個人データの管理について責任を有する者の名称 <u>住信 SBI ネット銀行株式会社</u>

用について			
第8条 第1項 ダイレクトメール等によるご案内について	変更	<p>1.当社は、ダイレクトメール、電子メール等を利用して会員等に対する商品案内等を行います。ただし、会員等が、下記の連絡先又は当社 Web サイトにおいて所定の送付中止手続を行った場合には、速やかにこの案内を中止します。</p> <p>記（ダイレクトメール等中止受付窓口）</p> <p>SBI カード・インフォメーションデスク： MasterCard 会員の方は 0120-820-531</p> <p>受付時間 9:00～18:00（<u>年末年始を除き年中無休</u>）</p>	<p>1.当社は、ダイレクトメール、電子メール等を利用して会員等に対する商品案内等を行います。ただし、会員等が、下記の連絡先又は当社 Web サイトにおいて所定の送付中止手続を行った場合には、速やかにこの案内を中止します。</p> <p>記（ダイレクトメール等中止受付窓口）</p> <p>SBI カード・インフォメーションデスク： MasterCard 会員の方は 0120-820-531</p> <p>受付時間 9:00～18:00（<u>年末年始除く</u>）</p>
第13条 認定個人情報保護団体への加入	変更	<p>当社は、個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体である社団法人日本クレジット協会の会員になっております。同協会では、下記の窓口において、会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談を受付けております。</p> <p>記（個人情報窓口）</p> <p>日本クレジット協会 相談受付電話番号：03-5645-3360</p> <p>（10：00～12：00、13：00～16：00／土日祝祭日を除く）</p> <p>ホームページ（URL）： http://www.j-credit.or.jp/customer/consult/index.html</p>	<p>当社は、個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体である社団法人日本クレジット協会の会員になっております。同協会では、下記の窓口において、会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談を受付けております。</p> <p>記（個人情報窓口）</p> <p>日本クレジット協会 相談受付電話番号：03-5645-3361</p> <p>（10：00～12：00、13：00～17：00／土日祝祭日を除く）</p> <p>ホームページ（URL）： http://www.j-credit.or.jp/customer/consult/index.html</p>